令和５年７月１１日

支部長各位

学校関係者各位

東京都弓道連盟第二地区

会　長　　礒　部　　孝

二地区審査会における対応について

公益財団法人全日本弓道連盟（以下、全弓連という）より、令和５年６月２３日付けで「基本計画部会での検討について（報告）」（全弓連発第５－２２号）が発出されましたが、その詳細について関東連合会より全弓連宛てに照会中ですので、その結果が報告されるまでの間、二地区審査会におきましては下表のとおりの対応といたしますので、行き違いのないよう、よろしくお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 全弓連　基本計画部会での検討（報告） | 対象者等 | 二地区審査会における対応 |
| **取矢について**  （１）中高生の大会においては行わなくともよいこととする。  （２）**審査会**においても中高生の弐段までは同様とする。  本連盟の競技規則では取矢を行うこととしているが、中高生の大会では取矢を行わなくともよいこととする。各大会要項等でその旨を記載して対応し、競技規則の改定は今後検討する。  **審査会**においても中高生の弐段までは取矢の扱いを同様とする。乙矢のさばき方（置き方）等は特に定めない。 | 中高生  ・審査では弐段まで | 【取り矢をしない場合の所作】  （座射の場合）  ・甲矢を番えたあと、弓の向こう側の床に乙矢を置く。  （立射の場合）  ・足踏みのあと、乙矢を床に置き、甲矢を番える。 |
| 大会ならびに**審査会**における服装の色について  大会では本連盟競技規則、大会要項等において指定された場合を除き、色については問わない。  **審査会**も同様とする。 | 全員 | 審査規程においては、弓道衣の色の規定はないが、二地区審査会においては、原則として白筒袖、黒袴および白足袋とする。  但し、学校等で使用しているカラーの弓道衣も可とする。 |
| **中高生の審査会の服装について**  弓道衣（筒袖、袴、足袋）だけでなく、運動着等でも差し支えない。 | 中高生 | 二地区審査会において、弓道衣（筒袖、袴、足袋）だけでなく、運動着等でも差し支えない。 |

【本件の問い合わせ先】　　専務理事　畝本孝志　あて　　Takashi\_Azemoto@education.metro.tokyo.jp